

（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価準備書等の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名 称：（仮称）東扇島物流施設建設計画

種 類：大規模建築物の新設（第2種行為）

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為）

2 指定開発行為実施者

名 称：RW東扇島特定目的会社

代表者：取締役 田渕 安春

住 所：東京都中央区日本橋一丁目4番1号

3 公告日

令和6年4月12日（金）

4 条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧

（1）縦覧期間

令和6年4月12日（金）から5月27日（月）まで

※土曜、日曜、祝日は除く。

（2）縦覧場所及び時間

場所：川崎区役所（3階）、大師支所（1階）、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階）

時間：午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）

※縦覧開始日（4月12日）は、午前10時から縦覧を行います。

※上記期間中、本市ホームページに当該準備書及び要約書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>



検索 川崎市 アセス図書の公表

5 事業内容等に関する問合せ先

名 称：ESR株式会社

住 所：東京都港区虎ノ門四丁目1番17号

電 話：03-4578-7121

6 備考

「条例環境影響評価準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

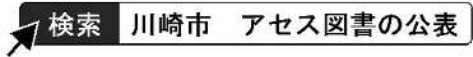
川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木
電話 044-200-2152

環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年4月12日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき、(仮称)東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写し(以下「条例準備書」)の縦覧を次のとおり行います。

※「条例準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	RW東扇島特定目的会社 取締役 田渕 安春
	名 称	(仮称)東扇島物流施設建設計画
	種 類	大規模建築物の新設(第2種行為) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第2種行為)
	実施区域	川崎市川崎区東扇島23番地1号
	目 的	物流施設の建設
	内 容	延べ面積 約302,360㎡ 開発区域の面積 約66,120㎡
	施行期間	令和7年7月～令和11年1月
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年4月12日(金)から令和6年5月27日(月)まで
	縦覧場所及び時間	■川崎区役所(3階)・大師支所(2階) 午前8時30分から午後5時まで。土曜、日曜、祝日は除く。 ■環境局環境評価課(市役所本庁舎20階) 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜、日曜、祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で開始日(4月12日)は午前10時から行います。
	意見書の提出	縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例第21条第1項の規定に基づき、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから条例準備書の閲覧、意見書の提出ができます。   https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	意見書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課(市役所本庁舎20階) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電 話：044-200-2156 ファクス：044-200-3921 Email：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、ファクス、メールでは受け付けていませんので御注意ください。